第七百八十四条第二項を削り、同条第三項中「及び前項」を削り、同項を同条第二項とする。

第七百八十四条の次に次の一条を加える。

（吸収合併等をやめることの請求）

第七百八十四条の二　次に掲げる場合において、消滅株式会社等の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、消滅株式会社等の株主は、消滅株式会社等に対し、吸収合併等をやめることを請求することができる。ただし、前条第二項に規定する場合は、この限りでない。

一　当該吸収合併等が法令又は定款に違反する場合

二　前条第一項本文に規定する場合において、第七百四十九条第一項第二号若しくは第三号、第七百五十一条第一項第三号若しくは第四号、第七百五十八条第四号若しくは第五号、第七百六十八条第一項第二号若しくは第三号又は第七百七十条第一項第三号若しくは第四号に掲げる事項が消滅株式会社等又は存続会社等の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当であるとき。

第七百八十五条第一項第二号中「前条第三項」を「第七百八十四条第二項」に改め、同条第二項第二号中「すべての株主」を「全ての株主（第七百八十四条第一項本文に規定する場合における当該特別支配会社を除く。）」に改め、同条第三項中「受ける株主」の下に「及び第七百八十四条第一項本文に規定する場合における当該特別支配会社」を加え、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　株券が発行されている株式について株式買取請求をしようとするときは、当該株式の株主は、消滅株式会社等に対し、当該株式に係る株券を提出しなければならない。ただし、当該株券について第二百二十三条の規定による請求をした者については、この限りでない。

第七百八十五条に次の一項を加える。

9　第百三十三条の規定は、株式買取請求に係る株式については、適用しない。

第七百八十六条第三項中「前条第六項」を「前条第七項」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「（吸収分割をする場合にあっては、当該株式の代金の支払の時）」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　消滅株式会社等は、株式の価格の決定があるまでは、株主に対し、当該消滅株式会社等が公正な価格と認める額を支払うことができる。

第七百八十七条中第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、第五項の次に次の二項を加える。

6　新株予約権証券が発行されている新株予約権について新株予約権買取請求をしようとするときは、当該新株予約権の新株予約権者は、消滅株式会社等に対し、その新株予約権証券を提出しなければならない。ただし、当該新株予約権証券について非訟事件手続法第百十四条に規定する公示催告の申立てをした者については、この限りでない。

7　新株予約権付社債券が発行されている新株予約権付社債に付された新株予約権について新株予約権買取請求をしようとするときは、当該新株予約権者は、消滅株式会社等に対し、その新株予約権付社債券を提出しなければならない。ただし、当該新株予約権付社債券について非訟事件手続法第百十四条に規定する公示催告の申立てをした者については、この限りでない。

第七百八十七条に次の一項を加える。

10　第二百六十条の規定は、新株予約権買取請求に係る新株予約権については、適用しない。

第七百八十八条第三項中「前条第六項」を「前条第八項」に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、同条第五項中「次の各号に掲げる新株予約権の区分に応じ、当該各号に定める時」を「効力発生日」に改め、同項各号を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　消滅株式会社等は、新株予約権の価格の決定があるまでは、新株予約権者に対し、当該消滅株式会社等が公正な価格と認める額を支払うことができる。

第七百九十二条中「第四百五十八条」を「第四百四十五条第四項、第四百五十八条」に改める。

第七百九十六条第二項を削り、同条第三項ただし書中「第一項ただし書」を「前項ただし書」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「次条第三項」を「第七百九十七条第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条の次に次の一条を加える。

（吸収合併等をやめることの請求）

第七百九十六条の二　次に掲げる場合において、存続株式会社等の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、存続株式会社等の株主は、存続株式会社等に対し、吸収合併等をやめることを請求することができる。ただし、前条第二項本文に規定する場合（第七百九十五条第二項各号に掲げる場合及び前条第一項ただし書又は第三項に規定する場合を除く。）は、この限りでない。

一　当該吸収合併等が法令又は定款に違反する場合

二　前条第一項本文に規定する場合において、第七百四十九条第一項第二号若しくは第三号、第七百五十八条第四号又は第七百六十八条第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項が存続株式会社等又は消滅会社等の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当であるとき。

第七百九十七条第一項に次のただし書を加える。

ただし、第七百九十六条第二項本文に規定する場合（第七百九十五条第二項各号に掲げる場合及び第七百九十六条第一項ただし書又は第三項に規定する場合を除く。）は、この限りでない。

第七百九十七条第二項第二号中「すべての株主」を「全ての株主（第七百九十六条第一項本文に規定する場合における当該特別支配会社を除く。）」に改め、同条第三項中「株主」の下に「（第七百九十六条第一項本文に規定する場合における当該特別支配会社を除く。）」を加え、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　株券が発行されている株式について株式買取請求をしようとするときは、当該株式の株主は、存続株式会社等に対し、当該株式に係る株券を提出しなければならない。ただし、当該株券について第二百二十三条の規定による請求をした者については、この限りでない。

第七百九十七条に次の一項を加える。

9　第百三十三条の規定は、株式買取請求に係る株式については、適用しない。

第七百九十八条第三項中「前条第六項」を「前条第七項」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「当該株式の代金の支払の時」を「効力発生日」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　存続株式会社等は、株式の価格の決定があるまでは、株主に対し、当該存続株式会社等が公正な価格と認める額を支払うことができる。

第八百四条第三項中「株式移転設立完全親株式会社」を「株式移転設立完全親会社」に改める。

第八百五条の次に次の一条を加える。

（新設合併等をやめることの請求）

第八百五条の二　新設合併等が法令又は定款に違反する場合において、消滅株式会社等の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、消滅株式会社等の株主は、消滅株式会社等に対し、当該新設合併等をやめることを請求することができる。ただし、前条に規定する場合は、この限りでない。

第八百六条第一項第二号中「前条」を「第八百五条」に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　株券が発行されている株式について株式買取請求をしようとするときは、当該株式の株主は、消滅株式会社等に対し、当該株式に係る株券を提出しなければならない。ただし、当該株券について第二百二十三条の規定による請求をした者については、この限りでない。

第八百六条に次の一項を加える。

9　第百三十三条の規定は、株式買取請求に係る株式については、適用しない。

第八百七条第三項中「前条第六項」を「前条第七項」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「（新設分割をする場合にあっては、当該株式の代金の支払の時）」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　消滅株式会社等は、株式の価格の決定があるまでは、株主に対し、当該消滅株式会社等が公正な価格と認める額を支払うことができる。